

学校法人ルーテル学院 ガバナンス・コード遵守状況

2024年12月

ガバナンス・コードについて遵守状況について、下記の通り点検いたしました。

評価の段階は以下の通りです。

○：おおむねできている △：不十分な点が多い ×：未取り組み

これらの結果を取りまとめ、常務会・理事会にて点検結果の審議・確認を行っています。

本学は、日本私立大学協会が公表しているガバナンス・コードに準拠して作成しています。

遵守項目	遵守状況	今後の対応方針
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1－1 建学の精神	○	
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2－1 理事会	○	※
2－2 理事	○	
2－3 監事	○	
2－4 評議員会	○	
2－5 評議員	○	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3－1 学長	○	
3－2 教授会	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4－1 学生に対して	○	
4－2 教職員等に対して	○	
4－3 社会に対して	○	
4－4 危機管理及び法令遵守	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5－1 情報公開の充実	○	

※ガバナンスコードに則り教育研究活動、および社会への公的貢献の実現に最大限努め、またその同じ責任的判断から2025年度より大学・大学院の学生募集停止を発表することとなった。結果的に財務状況も含め安定性・継続性に関して課題があることが確認されている。